令　和　６　年　度　事　業　計　画　書

（令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで）

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関として、佐賀県内及び久留米市内の食鳥処理場（年間処理羽数３０万羽を超えるものに限る）で生産される食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的として、次の事業を行う。

１　食鳥検査事業

（1）食鳥処理場内における検査

生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査による食鳥肉等の検査を実施する。

（2）精密検査

望診及び触診による判定が困難な場合は、検査員室又は協会事務所検査室で細菌検査等の精密検査を実施する。

2　その他の事業

（1）食鳥処理場の衛生管理等

① 構造設備の維持及び衛生的な食鳥処理が図られるように、食鳥処理場に対して適切な助言を行う。

② 食鳥処理場の衛生管理状況について、食肉衛生検査所及び久留米市保健所へ報告する。

（2）検査結果の有効活用

検査結果を集計分析し、そのデータを生産農家へフィードバックすることにより、健康で良質な食鳥の生産に寄与する。

（3）調査研究

食品衛生や生産性の向上を図るため、発生率の高い疾病又は特異な症状等について調査、研究を行う。

（4）研修、講習

協会内での研修実施や外部講習会等への参加により、検査技術の研鑽を行う。

（5）関係機関等との情報共有

食鳥検査業務の適正実施のため、関係機関、処理事業者等との各種連絡会議に出席するなど情報共有を図る。

令 和 6 年 度 研 修 会 等 開 催 計 画

食鳥検査を適正に実施し、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的として、研修会等を開催する。

１　検査員会議

（１）　対 象 者

検査員、食鳥検査員、行政機関獣医師等

（２）　開催計画

１回／年　程度（未定）

（３）　会議内容

①　食鳥検査成績詳細分析

②　鳥インフルエンザ抗原検査実施状況

③　細菌検査実施状況

④　病理組織検査実施状況

⑤　解剖検査実施状況　等

２　食鳥処理場獣医師等連絡会議

検査員会議

（１）　対 象 者

食鳥処理場獣医師、食鳥衛生管理者、食鳥処理場職員等

（２）　開催計画

２回／年　程度（１回／半期）

（２）　会議内容

①　食鳥検査成績

②　精密検査実施状況

③　鶏病等の情報提供

※開催日時・場所等の詳細については、協会検査部（０９５２－７６－３２１２）へお問い合わせください